肉用子牛生産安定等特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、指定肉用子牛のうち農林水産省令で定めるものについては、毎年、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に家畜市場で販売された指定肉用子牛に係る平均売買価格の算出について適用し、同日前に家畜市場で販売された指定肉用子牛に係る平均売買価格の算出については、なお従前の例による。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令　・　省　令

○内閣府令・法務省令・財務省令第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務大臣　三好　雅子

財務大臣　麻生　太郎

口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令

内閣府令・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国口座管理機関の指定の申請） **第四条**　指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出して申請しなければならない。 ［一・二　略］ 三　外国において他人の社債等（法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、指定申請者の本店又は主たる事務所の所在する外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている旨 四　［略］ 2　前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、指定申請者の本店又は主たる事務所の所在する外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていることを証する書面 ［三・四　略］ ［3・4　略］ （商号等の変更の届出） **第五条**　前条第一項の申請に基づき指定を受けた者（以下「外国口座管理機関」という。）は、当該申請に係る同項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。ただし、指定国内上位機関が合併その他の事由により同項第四号に掲げる事項を変更したときは、当該指定国内上位機関は、外国口座管理機関に代わって、当該外国口座管理機関に係るこの項本文の規定による届出（同号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）をすることができる。 ［2～5　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（外国口座管理機関の指定の申請） **第四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　外国において他人の社債等（法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている旨 四　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていることを証する書面 ［三・四　同上］ ［3・4　同上］ （商号等の変更の届出） **第五条**　前条第一項の申請に基づき指定を受けた者（以下「外国口座管理機関」という。）は、当該申請に係る同項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。 ［2～5　同上］

附　則

この命令は、公布の日から施行する。